

事業主 殿

日光労働基準協会長

## 化学物質管理者講習(製造事業場以外)開催について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日より、リスクアセスメント対象化学物質を製造、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務化されております。

この化学物質管理者の選任要件として、リスクアセスメント対象化学物質の製造事業場では、「化学物質管理者講習」を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有すると認められる者、取扱事業場では、職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者、あるいは化学物質管理者に準ずる講習を受講している者とされています。

そこで当協会では、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場における化学物質管理者の選任要件を満たす「化学物質管理者選任時講習(1日講習)」を下記のように開催することとしました。化学物質管理者の選任が必要となる事業場様の受講申し込みをお待ちしております。

### 記

1. 日 時 令和8年7月23日(木)  
受付：午前8時50分  
開講：午前9時00分
2. 会 場 豊岡公民館・会議室(日光市大桑町130-3 電話0288-21-8216)
3. 受講料 会員事業場 12,500円(テキスト代、税込)  
非会員事業場 14,500円(テキスト代、税込)  
〔登録番号(インボイス) T1700150019363〕10%税率対象
4. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXでお申し込み下さい。  
(mail可：[ima.3062@proof.ocn.ne.jp](mailto:ima.3062@proof.ocn.ne.jp) / fax可：0288-21-4047)  
受付後にFAX又はmailで受講票を発行します。持参も受付可能です。
5. 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市306-2 電話0288-21-2047)  
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金119490 日光労働基準協会宛
6. 定員・締切日 24名定員 令和8年7月9日(木)締切り  
但し、催行人数に達しない場合は、中止となる場合もございます。また定員に到達次第受付は締め切りますのでご了承下さい。
7. その他 (1) 全教育を修了した方には、修了証を交付いたします。  
(2) 受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。(ゴミは各自持ち帰り)  
(3) 締切日以降のキャンセルは、準備の都合上致しかねます。

**化学物質管理者講習受講(製造事業場以外)申込書(兼 受講者台帳)**  
(令和8年7月23日)

日光労働基準協会が開催する化学物質管理者講習に、下記の者を受講させたく、申込み致します。

※協会記入欄

※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日	
		職名		昭・平	年 月 日生(才)
		住所	〒		
※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日	
		職名		昭・平	年 月 日生(才)
		住所	〒		
※修了証番号	※受講番号	フリガナ氏名		生年月日	
		職名		昭・平	年 月 日生(才)
		住所	〒		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため、楷書でフリガナまで記入して下さい。  
※締切日以降のキャンセルは、準備都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

e-mail

申込みFAX番号 : 0288-21-4047

申込みmail : ima.3062@proof.ocn.ne.jp

※	会員
	非会員

## ～化学物質管理者の選任義務拡大～

2024年度より段階的な施行が開始されたリスクアセスメント対象物化学物質の拡大は、2026年4月が対象拡大の最終施行となり、自律的管理への完全移行となります。

2026年4月に約850物質が追加され、合計で約2,900物質がリスクアセスメント対象物となり、GHS分類で「危険性・有害性あり」と区分されるほぼ全ての化学物質が網羅されることとなります。

具体的には、これまで規制対象外だった一般的な洗浄剤や塗料、接着剤なども対象になる可能性が高く、製造業だけでなく、宿泊業、清掃業、建設業など幅広い業種の事業場でも**化学物質管理者の選任**などの対応が必要となります。

まずは事務所や工場で使用している全ての化学製品のSDS（安全データシート）を入手し、以下の手順での確認を徹底するようお願いします。

1. SDSから「成分およびその含有量」を確認する。
2. 記載されているCAS番号（例：108-88-3など）を控える。
3. 厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」の「ラベル・SDS 義務対象物質一覧・検索」の検索ボックスまたは対象物質リスト（Excel）で検索をかける。

製品に含まれる対象物質の含有量が「裾切値（カットオフ値）」未満であれば、リスクアセスメントの対象外となります（例：発がん性区分1の物質なら0.1%未満など）。

また、SDS交付義務から除外されている「**主として一般消費者の生活の用に供されるための製品**」についてはリスクアセスメントの対象外となっています。

まずは、自社にある全ての化学製品のSDS（安全データシート）を入手し、成分表の含有量を確認することが最初のステップです。

ちなみに広く一般的に消毒、洗浄、漂白の用途に使用されている次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度6～15%の水溶液）はリスクアセスメント対象物です。使用・取扱されている事業場は**化学物質管理者の選任**が必要です。

今回の法改正における主要な変更点をまとめると、以下の表のようになります。

変更項目	改正前	2026年改正後
対象物質数	約674物質	約2,900物質
規制のあり方	個別規制型（法令遵守）	自律的管理 （リスクアセスメント重視）
測定方法	作業環境測定（場の測定）	確認測定（個人ばく露測定等）の導入 （※2026年10月～）

参考：厚生労働省「[化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメント対象物質の拡大について](#)」

【背景】2024年4月から段階的に対象物質が拡大

2022年5月31日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、2024年から2026年の3年間でリスクアセスメント対象物の拡大が段階的になされることが決まりました。

具体的には、以下のように段階的に進められてきました。

- 2024年4月施行：234物質が義務対象に追加
- 2025年4月施行：約700物質が追加
- 2026年4月施行：約850物質等が追加され、合計約2,900物質へ